

報道関係者 各位

令和5年8月7日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 小柳 光之

室長補佐 大島 正明

TEL : 025-288-3504

令和5年度新潟県最低賃金の改正決定について 時間額 931円、41円引上げを答申

新潟地方最低賃金審議会（会長 長谷川 雪子）は、本年7月7日、新潟労働局長（西岡 邦昭）から「新潟県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、新潟県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、8月7日に結論を取りまとめ、新潟労働局長に対し「時間額931円」とする旨の答申を行った。

この「時間額931円」は、現行の新潟県最低賃金（890円）を「41円」引き上げるものである。

新潟地方最低賃金審議会においては、7月28日、中央最低賃金審議会から示された目安（答申）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申がまとめられたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、新潟県最低賃金が改正されることとなる。

【参考：新潟県最低賃金額及び対前年度上昇率、上昇額】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	830円	831円	859円	890円	931円
対前年度上昇率	3.36%	0.12%	3.36%	3.60%	4.60%
対前年度上昇額	27円	1円	28円	31円	41円